

優良住宅部品認定基準「浴室ユニット」他 10 品目の改正を行いました

2022年4月5日

一般財団法人ベターリビング

一般財団法人ベターリビングは、優良住宅部品認定基準（以下「BL認定基準」という。）「浴室ユニット」他 10 品目改正を行い、2022 年 4 月 5 日付で公表・施行しました。

- ①「浴室ユニット」及び②「暖・冷房システム（浴室暖房乾燥機）」においては、社会貢献優良住宅部品（BL-bs 部品^{※1}）として、良好な温熱環境の実現に資する性能について付加基準を追加しました。『住宅改修における水回りの設計に資する温熱環境暫定水準案^{※2}』（以下、暫定水準案）を実現するための基準を定め、浴室ユニットと浴室暖房乾燥機を組み合わせた試験^{※3}によって、浴室ユニット内の作用温度^{※4}が 15 分以内に 18℃以上となる性能等を要求しました。
- ③「墜落防止手すり」においては、高強度型パネルを用いた場合の躯体取付部の判定強度の明確化やBL認定基準「隔板」との関連付けを行いました。また、引用する JIS 規格を最新版に更新しました。
- ④「サッシ」、⑤「改修用サッシ」、⑥「サッシ（天窓）」、⑦「内窓」、⑧「玄関ドア」、⑨「改修用玄関ドア」、⑩「家庭用燃料電池コージェネレーションシステム」、⑪「テレビ共同受信機器（同軸伝送）」においては、JIS 規格改正に伴う改正を行いました。

今回の改正に合わせ、タブレット・スマートフォン等で閲覧可能なマルチデバイス対応の電子ブック『優良住宅部品（BL 部品）ガイドブック』も更新しましたので、ぜひご活用ください。（<https://www.cbl.or.jp/blsys/guide/index.html>）



※1：BL部品のうち、より良い社会の実現に寄与する特徴を備えた優良住宅部品（BL-bs:Better Living for better society）

※2：一般財団法人ベターリビングでは2016年から2018年まで建築・医学系の学識経験者、住宅関連事業者から構成される「住宅における良好な温熱環境実現研究委員会」（委員長：村上 周三 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構 理事長）を設置し、健康な暮らしを支える住宅の良好な温熱環境を実現するための検討を行いました。本暫定水準案は、『事業者が既存住宅の改修を行う際の設計目標とするため、十分な科学的裏付けがなされるまでの暫定的な水準案として設定したものであり、「本暫定水準案の使用目的・位置づけ」を十分に理解して使用すること。また、ここで示す暫定水準案は、長時間滞在する居間や寝室の温熱環境が良好に担保されていることを前提』とされており。

住宅改修における水回りの設計に資する温熱環境暫定水準案から【浴室】の部分を抜粋

入浴時に最低でも「18℃（作用温度）」以上を確保する。

- ・湯を張らない状態においても 18℃（作用温度）を確保できるよう、断熱性能・浴室暖房装置を設計することが望ましい。（ただし、衣類を脱いでも寒いと感じないこと、41℃以下の お湯に浸かっていて寒いと感じないことが望ましい。）
- ・不用意に窓を開け低温な外気に暴露される危険を避けるため、換気装置等を設置すること が望ましい。

素足で床面が冷たないようにする。

- ・熱伝導率、比熱が小さい素材とすることが望ましい。
- ・床に湯をかけることである程度の対応が可能と考えられるが、床近傍を暖められる暖房が 望ましい。

※3：1坪（約3.3㎡）用の浴室ユニットにおいて、1.5kW以下の浴室暖房乾燥機で浴室ユニット内の作用温度が所定の時間に目標とする温度に達成することを必須とし、1坪を超えるバリエーションがある場合は、そのサイズに応じ達成可能な暖房能力等の情報提供を行うことを要求しております。また、浴室暖房乾燥機は浴室ユニット内の作用温度が所定の時間に目標とする温度に達成可能な浴室ユニットの最大寸法や試験で使用した浴室ユニットの条件（断熱仕様等）の情報提供を行うことを要求しております。

※4：室温と床・壁・窓・天井の表面温度の双方を加味した温度。体感に近い温度であることから「体感温度」ともいわれています。

1 浴室ユニット及び暖・冷房システム（浴室暖房乾燥機）

1) 基準改正の背景

日本の膨大な住宅ストックの断熱性能は3割程度がS55年省エネ基準相当に満たない住宅、ほか4割程度がS55年省エネ基準相当の住宅であり、その改善が急務となっています。このような状況を踏まえ、水回りを中心とした住宅改修を進めていく上で当面の設計目標として事業者が用いることを念頭に暫定水準案が示されたことから、その実現に向け、浴室ユニット及び暖・冷房システム（浴室暖房乾燥機）についての付加基準を追加しました。

2) 基準改正のポイント

<浴室ユニット>

- ①健康的な生活の実現に寄与する特長として追加した、良好温熱性能を有する浴室ユニットの付加基準の主な要求事項は以下となります。
 - ・適用範囲：昭和55年省エネ基準（断熱等性能等級2）相当以上の断熱性能を満たす住宅の浴室
 - ・性能試験：浴室ユニットと浴室暖房乾燥機を組み合わせた試験^{*3}の結果によって、浴室ユニット内の作用温度^{*4}が15分以内に18℃以上となる性能の確認
 - ・床面の対策：床面の冷感を緩和する対策が講じられていること
 - ・情報提供：良好温熱性能を有する浴室ユニットの適用範囲、仕様、推奨される浴室暖房乾燥機の暖房能力、カタログ等で情報提供されること
- ②①に伴い、以下の内容を改正いたしました。
 - ・用語の定義：「良好温熱性能」「良好温熱性能を有する浴室ユニット」「作用温度」「浴室ユニット保温材（断熱材）」「浴室ユニット気流止め」を追加
 - ・構成：浴室ユニット保温材（断熱材）および浴室ユニット気流止めを選択構成部品として追加
 - ・施工の範囲：浴室ユニット保温材（断熱材）、浴室ユニット気流止めの設置工事をオプション工事として追加
- ③その他、以下の内容を見直し、わかりやすく表現しました。
 - ・長寿社会対応浴室ユニットの広さ等について項目を整理
 - ・浴室ユニットの構成、施工の範囲について表を統合
 - ・使用する材料等について表を追加

<暖・冷房システム（浴室暖房乾燥機）>

- ①健康的な生活の実現に寄与する特長として追加した、良好な温熱環境の実現に資する性能を有する暖・冷房システム（浴室暖房乾燥機）の付加基準の主な要求事項は以下となります。

- ・性能試験：浴室ユニットと浴室暖房乾燥機を組み合わせた試験^{※3}の結果によって、浴室ユニット内の作用温度^{※4}が15分以内に18℃以上となる性能の確認
 - ・情報提供：組み合わせることができる浴室ユニットの最大寸法や試験で使用する浴室ユニットの条件（断熱仕様等）がカタログ等で情報提供されること
- ②①に伴い、用語の定義として「良好な温熱環境の実現に資する性能」「良好な温熱環境の実現に資する浴室暖房乾燥機」「作用温度」を追加しました。
- ③その他、従来適用範囲は住宅用途に限定しておりましたが、医療施設、介護、福祉施設にも拡大しました。

なお、良好温熱性能を有する「浴室ユニット」及び良好な温熱環境の実現に資する性能を有する「暖・冷房システム（浴室暖房乾燥機）」は、その組合せにより一定の条件下において試験することで、凡そ一般的なストックの浴室改修で求められる性能を有することが確認された住宅部品になります。よって、製品の採用にあたってはカタログ等で示された「浴室ユニット」と「暖・冷房システム（浴室暖房乾燥機）」の組合せ条件からご選択いただくこととなります。また、ご採用にあたっては、これらの性能が一定の条件下のものであり、いかなる環境下においても暫定水準案を満たすことを保証するものではないことにご留意ください。

2 墜落防止手すり

1) 高強度型パネルを用いた場合の躯体取付部の判定強度の明確化

高強度型パネルを用いる場合において、アンカー・取付金物強度試験を実施した場合の判定強度を明記しました。

2) 優良住宅部品認定基準（隔板）との関連付け

隔板を構成部品とする場合は、別に定める優良住宅部品認定基準（隔板）に適合するものとししました。併せて、用語の定義を整合させました。

3) その他

引用する JIS 規格を最新版に更新しました。

3 サッシ、改修用サッシ、サッシ（天窓）、内窓、玄関ドア、改修用玄関ドア

1) JIS 規格改正に伴う基準改正

最新版の引用 JIS 規格（JIS R 3202（フロート板ガラス及び磨き板ガラス）、JIS B 1124（タッピンねじのねじ山をもつドリルねじ）、JIS H 8641（溶融亜鉛めっき））に更新しました。（サッシ、サッシ（天窓）、玄関ドアは JIS R 3202 のみ。改修用サッシ、改修用玄関



ドアは JIS R 3202、JIS B 1124 のみ。)

4 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム

1) JIS 規格改正に伴う基準改正

最新版の引用 JIS 規格 (JIS C 8800 (燃料電池発電システム用語)) に更新しました。

5 テレビ共同受信機器 (同軸伝送)

1) JIS 規格改正に伴う基準改正

最新版の引用 JIS 規格 (JIS H 8641 (溶融亜鉛メッキ)) に更新しました。

以 上